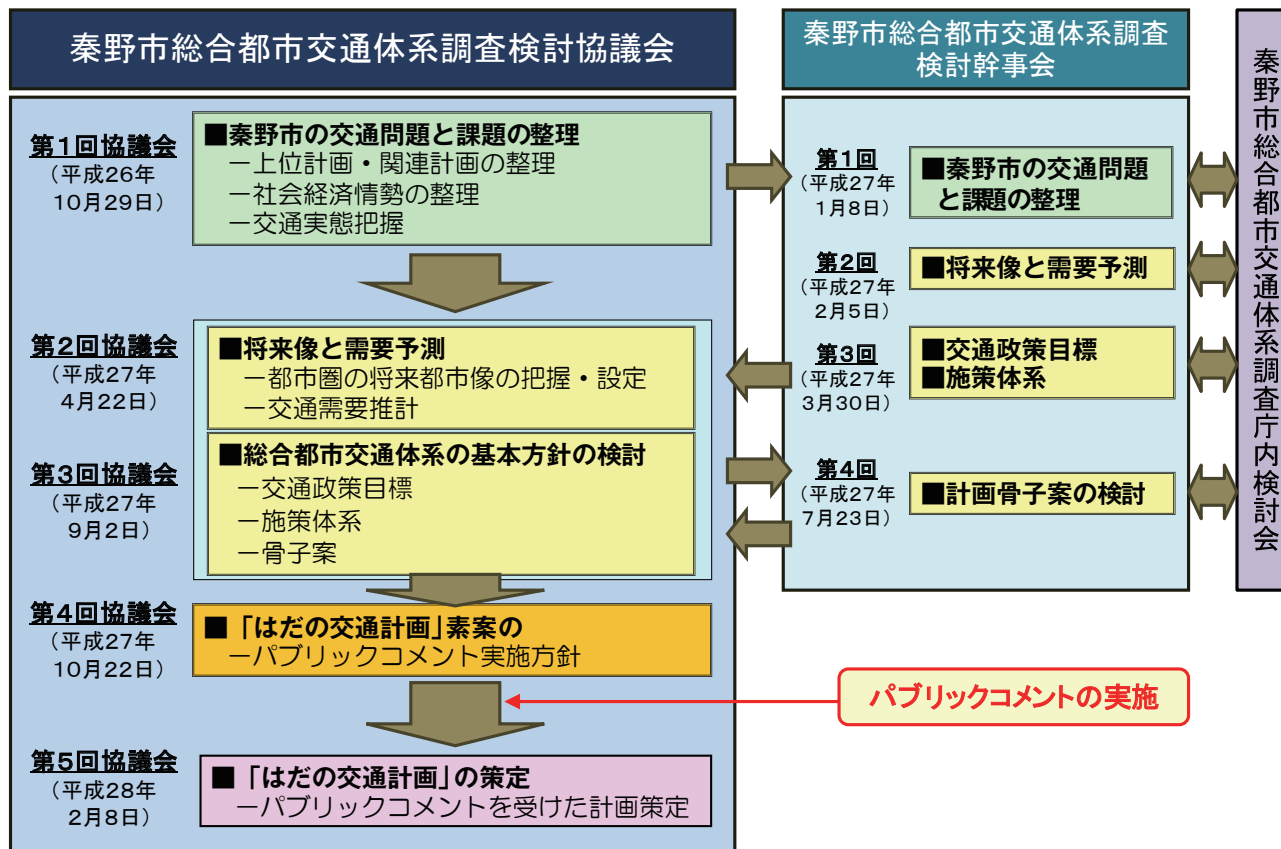


参 考 資 料

- 1 これまでの検討経緯
- 2 秦野市総合都市交通体系調査検討協議会 設置要綱
- 3 検討体制
- 4 用語解説

1 これまでの検討経緯



2 秦野市総合都市交通体系調査検討協議会 設置要綱

(平成26年10月1日施行)

改正 平成27年4月1日

(趣旨)

第1条 この要綱は、今後の社会経済情勢の変化と動向に的確に対応するとともに、本市の将来像を実現するために必要となる総合的な交通施策及びその実施方針について検討し、はだの交通計画の見直しに必要な意見又は助言を求めるため、秦野市総合都市交通体系調査検討協議会（以下「協議会」という。）を設置するに当たり、その組織及び運営について必要な事項を定める。

(意見又は助言を求める事項)

第2条 協議会において意見又は助言を求める事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 将来都市像に関する事。
- (2) 都市交通計画の目標に関する事。
- (3) 都市交通施策案に関する事。
- (4) 将来手段別交通需要の予測に関する事。
- (5) 総合都市交通体系調査に関する事。

(組織)

第3条 協議会の委員は、別表第1に掲げる者により組織する。

(会議)

第4条 協議会の会議は、市長が招集する。

- 2 協議会の会議は、必要に応じて座長を置くことができる。
- 3 座長を置いたときは、座長が協議会の会議の議長となる。
- 4 協議会は、必要があると認めるときは、協議会の会議に委員以外の者の出席を求め、説明若しくは意見を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(幹事会)

第5条 協議会に先立ち専門的な意見又は助言を求めるため、協議会に秦野市総合都市交通体系調査検討幹事会（以下「幹事会」という。）を設置することができる。

- 2 幹事会の委員は、別表第2に掲げる者により組織する。
- 3 幹事会の会議は、市長が招集する。
- 4 幹事会の会議は、必要に応じて座長を置くことができる。
- 5 座長を置いたときは、座長が幹事会の会議の議長となる。
- 6 幹事会は、必要があると認めるときは、幹事会の会議に委員以外の者の出席を求め、説明若しくは意見を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(報償の支給)

第6条 協議会又は幹事会の委員が会議に出席するときは、予算の範囲内で報償を支給することができる。

(庶務)

第7条 協議会及び幹事会の庶務は、総合都市交通体系調査主管課において処理する。

- 2 協議会及び幹事会の会議における意見又は助言は、総合都市交通体系調査主管課において記録し、文書化する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会又は幹事会の運営について必要な事項は、協議会又は幹事会の会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成26年10月1日から施行し、意見等の聴取をした最後の協議会の会議の日限り、その効力を失う。

附 則（平成27年4月1日）

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

神奈川県県土整備局道路部道路企画課長
 神奈川県県土整備局都市部交通企画課長
 神奈川県県土整備局平塚土木事務所工務部長
 神奈川県県土整備局平塚土木事務所計画建築部長
 神奈川県警察本部交通部交通規制課都市交通対策室長
 神奈川県秦野警察署長
 国土交通省関東地方整備局横浜国道事務所副所長
 国土交通省関東運輸局神奈川運輸支局長
 学識経験者
 秦野市自治会連合会長
 秦野商工会議所専務理事
 秦野市政策部長
 秦野市暮らし安心部危機管理対策専任参事
 秦野市福祉部長
 秦野市環境産業部長
 秦野市建設部長

別表第2（第5条関係）

神奈川県県土整備局道路部道路企画課計画グループリーダー
 神奈川県県土整備局道路部道路整備課道路グループリーダー
 神奈川県県土整備局都市部交通企画課交通企画グループリーダー
 神奈川県県土整備局平塚土木事務所工務部道路都市課長
 神奈川県県土整備局平塚土木事務所計画建築部まちづくり推進課長
 神奈川県秦野警察署交通課長
 国土交通省関東地方整備局横浜国道事務所計画課長
 国土交通省関東運輸局神奈川運輸支局首席運輸企画専門官
 学識経験者
 小田急電鉄株式会社交通企画部課長（輸送計画担当）
 神奈川中央交通株式会社運輸計画部長
 秦野市タクシー協議会から選出された者
 秦野市政策部企画課長
 秦野市くらし安心部くらし安全課長
 秦野市福祉部障害福祉課長
 秦野市環境産業部環境保全課長
 秦野市環境産業部産業政策課長
 秦野市建設部参事
 秦野市建設部道路管理課長
 秦野市建設部国県事業推進課長

3 検討体制

(1) 秦野市総合都市交通体系調査検討協議会 委員名簿

秦野市総合都市交通体系調査検討協議会 委員一覧表

(任期：平成27年4月1日から平成28年2月8日まで)

	区分	氏名	分野等	備考
1	学識	兵藤 哲朗	東京海洋大学流通情報工学科教授	
2		加藤 仁美	東海大学工学部建築学科教授	
3	関係行政	佐藤 重孝	国土交通省関東地方整備局横浜国道事務所副所長	
4		遠藤 恭弘	国土交通省関東運輸局神奈川運輸支局長	
5		三富 弥宗和	神奈川県警察本部交通部交通規制課都市交通対策室長	
6		村松 康夫	神奈川県秦野警察署長	9月3日まで
	横山 俊二	9月4日より		
7	神奈川県	相原 久彦	神奈川県県土整備局道路部道路企画課長	
8		寶珠山 正和	神奈川県県土整備局都市部交通企画課長	
9		久保 暁敏	神奈川県県土整備局平塚土木事務所工務部長	6月1日より
10		高橋 徹	神奈川県県土整備局平塚土木事務所計画建築部長	
11	市民	高橋 榮一	秦野市自治会連合会長	
12		栗原 政男	秦野商工会議所専務理事	
13	本市	栗原 豊	秦野市政策部長	
14		栗原 敏明	秦野市くらし安心部危機管理対策専任参事	
15		高橋 昌和	秦野市福祉部長	
16		北村 徹	秦野市環境産業部長	
17		古谷 榮一	秦野市建設部長	

秦野市総合都市交通体系調査検討協議会 委員一覧表

(任期：平成26年10月29日から平成27年3月31日まで)

	区分	氏名	分野等	備考
1	学識	兵藤 哲朗	東京海洋大学流通情報工学科教授	
2		加藤 仁美	東海大学工学部建築学科教授	
3	関係行政	佐藤 重孝	国土交通省関東地方整備局横浜国道事務所副所長	
4		大蔵 幸雄	国土交通省関東運輸局神奈川運輸支局長	
5		田中 世明	神奈川県警察本部交通部交通規制課都市交通対策室長	3月10日まで
		三富 弥宗和		3月11日より
6	村松 康夫	神奈川県秦野警察署長		
7	神奈川県	相原 久彦	神奈川県県土整備局道路部道路企画課長	
8		寶珠山 正和	神奈川県県土整備局都市部交通企画課長	
9		近藤 充志	神奈川県県土整備局平塚土木事務所工務部長	
10		高橋 徹	神奈川県県土整備局平塚土木事務所計画建築部長	
11	市民	須山 徹	秦野市自治会連合会長	
12		栗原 政男	秦野商工会議所専務理事	
13	本市	栗原 豊	秦野市政策部長	
14		栗原 敏明	秦野市くらし安心部危機管理対策専任参事	
15		高橋 昌和	秦野市福祉部長	
16		北村 徹	秦野市環境産業部長	
17		山口 一男	秦野市建設部長	

(2) 秦野市総合都市交通体系調査検討幹事会 委員名簿

秦野市総合都市交通体系調査検討幹事会 委員一覧表

(任期：平成27年4月1日から平成28年2月8日まで)

	区分	氏名	分野等	備考
1	学識	加藤 仁美	東海大学工学部建築学科教授	
2		岡村 敏之	東洋大学国際地域学部国際地域学科教授	
3	関係行政	松實 崇博	国土交通省関東地方整備局横浜国道事務所計画課長	6月30日まで
		本村 信一郎		7月1日より
4		三上 弘良	国土交通省関東運輸局神奈川運輸支局首席運輸企画専門官	
5		阿部 正彦	神奈川県秦野警察署交通課長	
6	神奈川県	宮島 直人	神奈川県道路部道路企画課計画グループリーダー	
7		向原 浩和	神奈川県道路部道路整備課道路グループリーダー	5月31日まで
		秋田 賢一		6月1日より
8		神永 裕一	神奈川県都市部交通企画課交通企画グループリーダー	
9		近藤 修宏	神奈川県平塚土木事務所工務部道路都市課長	5月31日まで
		前田 清知		6月1日より
10		竹山 幸夫	神奈川県平塚土木事務所計画建築部まちづくり推進課長	
11	交通	大津 俊成	小田急電鉄株式会社交通企画部課長(輸送計画担当)	
12		三木 健明	神奈川中央交通株式会社運輸計画部長	
13		篠原 俊正	秦野市タクシー協議会 株式会社愛鶴取締役副社長	
14	本市	串田 浩	秦野市政策部参事(兼)企画課長	
15		笹生 一郎	秦野市くらし安心部参事(兼)くらし安全課長	
16		瓜本 公生	秦野市福祉部参事(兼)障害福祉課長	
17		橋本 晋一	秦野市環境産業部参事(兼)環境保全課長	
18		石原 学	秦野市環境産業部産業政策課長	
19		渡邊 正	秦野市建設部参事	
20		小澤 豊	秦野市建設部参事(兼)道路管理課長	
21		佐藤 龍司	秦野市建設部参事(兼)国県事業推進課長	

秦野市総合都市交通体系調査検討幹事会 委員一覧表

(任期：平成26年10月29日から平成27年3月31日まで)

	区分	氏名	分野等	備考
1	学識	加藤 仁美	東海大学工学部建築学科教授	
2		岡村 敏之	東洋大学国際地域学部国際地域学科教授	
3	関係行政	松實 崇博	国土交通省関東地方整備局横浜国道事務所計画課長	
4		中澤 延夫	国土交通省関東運輸局神奈川運輸支局首席運輸企画専門官	
5		阿部 正彦	神奈川県秦野警察署交通課長	
6	神奈川県	宮島 直人	神奈川県道路部道路企画課計画グループリーダー	
7		向原 浩和	神奈川県道路部道路整備課道路グループリーダー	
8		神永 裕一	神奈川県都市部交通企画課交通企画グループリーダー	
9		近藤 修宏	神奈川県平塚土木事務所工務部道路都市課長	
10		竹山 幸夫	神奈川県平塚土木事務所計画建築部まちづくり推進課長	
11	交通	大津 俊成	小田急電鉄株式会社交通企画部課長(輸送計画担当)	
12		三木 健明	神奈川中央交通株式会社運輸計画部長	
13		篠原 俊正	秦野市タクシー協議会 株式会社愛鶴取締役副社長	
14	本市	串田 浩	秦野市政策部参事(兼)企画課長	
15		山本 隆浩	秦野市政策部新東名周辺整備担当課長	
16		赤羽 信一	秦野市くらし安心部参事(兼)くらし安全課長	
17		瓜本 公生	秦野市福祉部障害福祉課長	
18		橋本 晋一	秦野市環境産業部参事(兼)環境保全課長	
19		石原 学	秦野市環境産業部商工課長	
20		中村 貢	秦野市建設部道路管理課長	
21	渡辺 正	秦野市建設部参事(兼)高規格道路推進担当課長		

(3) 秦野市総合都市交通体系調査庁内検討会 委員名簿

秦野市総合都市交通体系調査庁内検討会 委員一覧表

(任期：平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)

	区分	氏名	役職等	備考
1	本市	串田 浩	政策部参事(兼)企画課長	
2		笹生 一郎	くらし安心部参事(兼)くらし安全課長	
3		高田 保	くらし安心部防災課長	
4		瓜本 公生	福祉部参事(兼)障害福祉課長	
5		山本 隆浩	福祉部参事(兼)高齢介護課長	
6		橋本 晋一	環境産業部参事(兼)環境保全課長	
7		石原 学	環境産業部産業政策課長	
8		杉田 佳一	環境産業部観光課長	
9		小澤 豊	建設部参事(兼)道路管理課長	
10		内田 匡	建設部参事(兼)道路整備課長	
11		佐藤 龍司	建設部参事(兼)国県事業推進課長	
12		佐藤 伸一	建設部専任主幹(兼)国県事業推進課長代理	
13		保坂 富士雄	都市部参事(兼)公共交通推進課長	

秦野市総合都市交通体系調査庁内検討会 委員一覧表

(任期：平成26年7月15日から平成27年3月31日まで)

	区分	氏名	役職等	備考
1	本市	串田 浩	政策部参事(兼)企画課長	
2		山本 隆浩	政策部新東名周辺整備担当課長	
3		赤羽 信一	くらし安心部参事(兼)くらし安全課長	
4		高田 保	くらし安心部防災課長	
5		瓜本 公生	福祉部障害福祉課長	
6		二階堂 敬	福祉部参事(兼)高齢介護課長	
7		橋本 晋一	環境産業部環境保全課長	
8		石原 学	環境産業部商工課長	
9		青木 裕一	環境産業部観光課長	
10		中村 貢	建設部道路管理課長	
11		山口 廣	建設部道路整備課長	
12		佐藤 龍司	建設部参事(兼)国県事業推進課長	
13		渡邊 正	建設部参事(兼)高規格道路推進担当課長	
14		保坂 富士雄	都市部参事(兼)公共交通推進課長	

(4) はだの交通計画策定事務局

はだの交通計画策定事務局

(任期：平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)

	区分	氏名	役職等	備考
1	本市	河野 雄介	都市部長	
2		保坂 富士雄	都市部参事(兼)公共交通推進課長	
3		小谷 幹夫	都市部都市政策課長	
4		佐藤 靖浩	都市部都市政策課課長代理	
5		北村 正臣	都市部公共交通推進課課長代理	
6		吉門 靖徳	都市部公共交通推進課主査	
7		三嶽 恵介	都市部公共交通推進課主任主事	
8		大槻 英治	都市部都市政策課主任技師	
9		田所 篤	都市部都市政策課技師補	
10		松井 愛	都市部都市政策課主事補	

はだの交通計画策定事務局

(任期：平成26年7月15日から平成27年3月31日まで)

	区分	氏名	役職等	備考
1	本市	河野 雄介	都市部長	
2		保坂 富士雄	都市部参事(兼)公共交通推進課長	
3		古谷 榮一	都市部参事(兼)まちづくり推進課長	
4		小谷 幹夫	都市部まちづくり推進課課長補佐	
5		北村 正臣	都市部公共交通推進課課長補佐	
6		吉門 靖徳	都市部公共交通推進課主査	
7		大槻 英治	都市部まちづくり推進課主任技師	
8		飯沼 祐一	都市部まちづくり推進課主事	
9		太田 聡	都市部公共交通推進課主事	
10		田所 篤	都市部まちづくり推進課技師補	

4 用語解説

あ行

アクセス 接近・進入または交通や連絡の利便性を示す。
例えば、「駅アクセス」については、鉄道を利用するために駅まで（または駅から）の交通を示す。

か行

緊急輸送路 復旧活動のための資材や要員、車両などの輸送のため指定されるもので、道路管理者や自衛隊、県警察などで構成される神奈川県緊急輸送道路ネットワーク計画等策定協議会を通じて指定される。

公共交通空白・不便地域 路線バスの停留所や鉄道駅までの距離が遠く、公共交通を利用しにくい地域を示す。本市では、公共交通空白地域を「鉄道駅から700m以上かつバス停から300m以上離れた居住地域」とし、公共交通不便地域を「運行本数が1時間に1本未満であるバス停から300m以内の範囲」と定めている。

交通弱者 移動制約者と同義。運転免許を持たない（持てない）か、自家用車を持たない（持てない）高齢者、子ども、障がい者、低所得者などを指す。

交通需要マネジメント（TDM） Transportation Demand Management の頭文字をとってTDMという。自動車の効率的利用や公共交通への利用転換など、特定の交通手段に過度に依存しないようにするための取り組みを行い、交通渋滞の緩和を図る交通施策のこと。

交通手段分担率 交通手段別利用構成比のこと。

国勢調査 ある時点における人口及び、その性別や年齢、配偶の関係、就業の状態や世帯の構成といった「人口及び世帯」等に関する各種属性のデータを調べる「全数調査」を示す。5年に1回実施している。

国土強靱化 過去の大規模自然災害における甚大な被害による長期間の復旧・復興等の経験から、これを避けるために、人命を守り、また経済社会への被害が致命的なものにならず迅速に回復する、「強さとしなやかさ」を備えた国土、経済社会システムを平時から構築するという考え方。

コミュニティバス 地域住民の利便性向上等のため一定地域内を運行するバスで、車両使用、運賃、ダイヤ、バス停位置等を工夫したバスサービス。

混雑度 交通容量に対する交通量の比。1.0未満は、道路が混雑することがなく、円滑に走行できる状態。1.25以上は朝夕ラッシュ時を中心に混雑が発生し、1.75以上は慢性的混雑状態を表す。

コンパクトシティ 土地利用の郊外への拡大を抑制すると同時に、中心市街地の活性化が図られ、生活に必要な諸機能が近接した効率的で持続可能な都市、もしくはそれを目指した都市政策を示す。交流・連携を支える基盤であり、道路や、鉄道、バスなどの公共交通などにより形成される。

さ行

サイクルシティ	自転車が「安全・安心」、「快適」、「楽しく」、「健康でエコ」に利用できるまちづくりを実践したうえで、人や環境にやさしい自転車を愛するまちを創造し、明るい豊かな社会の実現を目指す都市のこと。
市街化区域	都市計画法に基づき指定されたすでに市街地を形成している区域及びおおむね10年以内に優先的、計画的に市外化を図るべき区域を示す。都市計画区域のうち、既に市街地になっている区域や公共施設の整備など、面的な整備を行うことにより、積極的に市街地をつくっていく区域で、土地利用を規制することによって、良好な都市環境の市街地の形成を目的とする。
私事	通勤や買物などの私用のこと。
自動車分担率	交通手段別利用構成比のうち、自動車を利用している比率のこと。 ※交通手段分担率参照
集約型都市構造	圏域内の中心市街地や駅周辺等を拠点として、都市機能（公共施設、商業施設、医療施設等）を集約、その他の地域を公共交通ネットワークで連携することで、暮らしやすく、維持コストを抑えることができる都市構造のこと。
スマートインターチェンジ（スマートIC）	ETCを活用して、高速道路の本線やサービスエリア、パーキングエリア、バス停から乗り降りができるように設置される簡易的なインターチェンジのこと。

た行

代表交通手段	出発地から到着地までの移動で利用した代表的な交通手段を示す。複数の交通手段を利用した場合は、①鉄道、②バス、③自動車、④タクシー、⑤バイク、⑥自転車、⑦徒歩の順に優先的に適用される。
第三次医療施設	消防法2条9項により1964年の「救急病院等を定める省令（昭和39年2月20日厚生省令第8号）」に基づき、都道府県知事が告示し指定する病院のうち、重症および複数の診療科領域にわたるすべての重篤な救急患者を24時間体制で受け入れる体制と高度な診療機能をもつ医療施設のこと。
TDM	※「交通需要マネジメント」参照
低炭素まちづくり	二酸化炭素等の排出を抑えた環境にやさしいまちづくりのこと。
デマンド交通（デマンドタクシー、デマンドバス等）	利用者の要求に対応して運行する形態の交通システムを示す。
都市機能	都市には行政機能や商業機能、交通・通信機能、教育・文化・娯楽機能、医療・福祉機能など様々な機能があり、“都市機能”はそれらの包括的な表現。
都市計画区域	都市計画制度上の都市の範囲を示す。都市計画を策定する対象となる場所として、都道府県が定める区域のこと。
トリップ	人の移動回数であり、ある目的での移動1回を1トリップという。 （※詳細は、次のページを参照）

な行

乗合タクシー 乗車定員10人以下の営業用自動車を利用した乗合自動車で、利用者の需要が少ない場合は、乗車定員5～6人の通常のセダン型のタクシーを利用する場合もある。
 (平成26年4月から道路運送車両の保安基準(国土交通省令)が改正され、乗車定員15人程度の車両での運行も可能となった。)

ノンステップバス 床面と出入口の高さが同じように設計されており、バリアフリーの観点から床面高さを35cm程度の低床構造とし、高齢者や障害者でも乗降が容易なバス。

【参考】人の移動の捉え方「トリップ」について

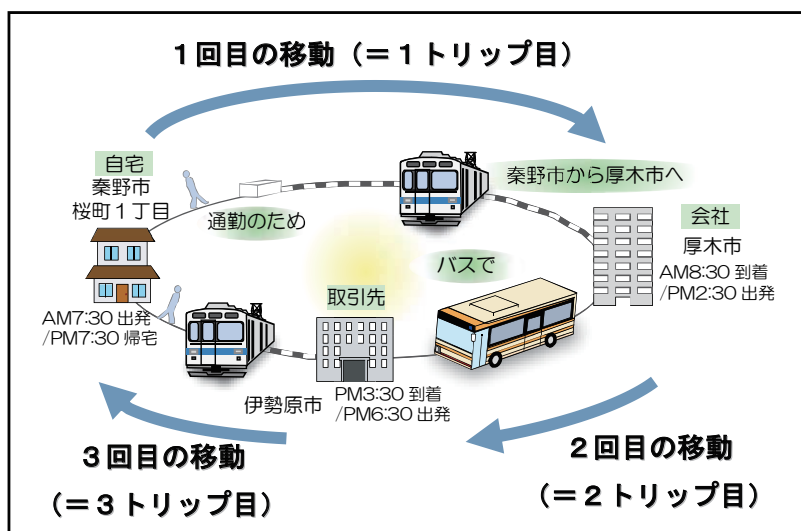
朝、自宅から会社へ「通勤」目的で移動。

午後、会社から取引先へ「業務」目的で移動。

そして、取引先から自宅へ「帰宅」目的で移動。

こんな移動をされる方もいるかと思いますが、このように、“人の”1回1回の移動の単位を「トリップ」と言います。よって、右図のような移動をされた方は、「1日で3トリップした」ということになります。

なお、人(パーソン)が、移動する(トリップ)ことを捉える調査を「パーソントリップ調査」と言います(後述参照)。



は行

パークアンドライド パークアンドバスライド	都心部の道路混雑を緩和するため、自動車を都市郊外の駐車場に止めて鉄道等の公共輸送機関に乗り換え、都心部にあるいは特定地域に入る形態のこと。鉄道ではなく、バスへの乗り換えについては、「パークアンドバスライド」と呼ぶ。
パーソントリップ 調査	「どのような人が」「どのような目的で・交通手段で」「どこからどこへ」移動したかなどを調べる調査で、鉄道やバス、自動車、自転車、徒歩といった各交通手段の利用割合や交通量などを求めることができる。
発生集中交通量	特定地域内における、出発数と到着数を合計したもの。
バリアフリー	障がい者や高齢者等の社会的弱者が、社会生活を送る上で、障害となる物理的、精神的な障壁を取り除くこと。または取り除いた状態。
PDCAサイクル	プロジェクトの実行に際し、「計画をたて (Plan)、実行し (Do)、その評価 (Check) に基づいて改善 (Action) を行う、という工程を継続的に繰り返す」仕組み (考え方)。
ファシリティ・マネジメント	一般的には、業務用不動産 (土地、建物、構築物、設備等) すべてを経営にとって最適な状態 (コスト最小、効果最大) で保有し、運営し、維持するための総合的な管理手法のこと。 国土交通省では、(官庁施設の) ファシリティマネジメントとは官庁施設のストック全体としての質が最適となるよう、既存の施設を有効活用しつつ、複数の官庁施設を群として捉えた施設計画の策定等により、総合的に企画・管理し、整備・活用する手法とされている。
ボトルネック	ボトルネックとはジュースのビン (ボトル) の首のように細く、詰まりやすい部分のことで、トンネルや橋梁、踏切、交差点など交通渋滞の原因となるところを「ボトルネック」という。

ま行

マネジメント サイクル	※「PDCAサイクル」参照
モビリティ	個人の空間的移動のしやすさを表す。モビリティには、交通手段選択の自由度や移動における速達性や快適性、安全性、所要時間の信頼性などが含まれる。
モビリティ マネジメント	一人ひとりのモビリティ (移動) が、社会的にも個人的にも望ましい方向 (例えば、過度な自動車利用から公共交通 (電車やバスなど) 自転車等を適切に利用する方向) に自発的に変化することを促す、コミュニケーションを中心とした交通政策。

や行

ユニバーサル
デザインタクシー

足腰の弱い高齢者、車いす使用者、ベビーカー利用の親子連れ、妊娠中の方など、誰もが利用しやすいようにデザインされたタクシー車両のこと。具体的には、乗降口にステップが設置されていたり、車イス乗降用のスロープが設置されているなどしている車両。

ユニバーサル
デザイン

まちづくりや商品開発において、高齢者や障がい者をはじめ誰もが分け隔てなく快適に利用できるよう、形や機能の設計の開発段階から取り入れていくこと。バリアフリーの考え方をさらに進めたもの。

ら行

リダンダンシー

Redundancy。「冗長性」、「余剰」を意味する英語。自然災害等による障害発生時に、一部の区間の途絶や一部施設の破壊が全体の機能不全につながらないように、予め交通ネットワークやライフライン施設を多重化することや、予備の手段が用意されている様な性質を示す。

はだの交通計画

平成 28 年 (2016 年) 4 月発行

編集・発行 秦野市都市部都市政策課

〒 257 - 8501

神奈川県秦野市桜町一丁目3番2号

電話 0463 - 82 - 9643 (直通)

FAX 0463 - 82 - 7410

e-mail t-seisaku@city.hadano.kanagawa.jp

<http://www.city.hadano.kanagawa.jp>



秦野市